

第123回香川県都市計画審議会議事録

日時：平成23年2月18日（金）

午後3時00分から午後4時00分

場所：香川県庁21階 特別会議室

第123回香川県都市計画審議会議事録

1. 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年2月18日(金)

午後3時00分から午後4時00分

(2) 場 所 香川県庁21階 特別会議室

2. 出席委員の氏名

(1) 委 員

1号委員

藤本 智子、川口 洋子、白木 渡、岩崎 敬子、時岡 晴美、出口 清江

2号委員

勝山 達郎(代理 阪口 正博)、宮村 弘明(代理 一宮 軌善)、

足立 敏之(代理 中山 義男)

4号委員

組橋 啓輔、香川 芳文、三野 康祐

5号委員

住谷 幸伸

以上 13名

専門委員

高口 秀和、小島 隆雄(代理 天野 行哲)

以上 2名

3. 定足数の確認

条例第5条第1項に基づき、委員の過半数が出席し、会議の定足数を満たしていることを確認する。

4. 会議の公開の確認

運営規程第5条第1項に基づき、会議を公開で行うことを確認する。

5. 議事録署名委員指名

運営規程第7条第2項に基づき、議長が藤本委員と香川委員を指名する。

6. 参考人の出席

運営規程第6条に基づき、坂出市の職員が参考人として出席して意見を述べることについて委員一同が同意する。

7. 議事

- ・議案第1号 (坂出都市計画道路の変更について)

坂出市の職員が参考人として、市のまちづくりについて説明を行い、引き続き、大西幹事が議案書により議案を説明した後、質疑応答に入る。

特に質疑はなく、全員一致により、原案どおり可決される。

8. その他

- ・報告事項 (香川県都市計画区域マスタープランについて)

事務局より「都市計画区域マスタープランの見直し」の検討委員会を設置することについて報告した後、質疑応答に入る。

(組橋委員)

本県では、各市町が新たな土地利用コントロール制度を導入することを前提に、全国で初めて県下全ての線引きを廃止した。坂出市の先ほどの説明では、線引き廃止後、人口減少が少し緩やかになってきているとのことであったが、高松市では、その後の土地利用動向を踏まえ、規制内容の見直しを行っている。県全体で線引き廃止の影響を検証する必要がある。

また、地域社会の変化が激しいことから、市町が都市計画マスタープランや土地利用計画を時代に合ったものにしていく必要がある。

(議 長)

線引き廃止の件については、以前、この審議会において、事務局から線引き廃止後の土地利用動向調査の報告があったが、それ以降、県の方で利点あるいは問題点を把握されているか。

(事務局)

線引き廃止後の土地利用動向については、農地転用、開発許可及び建築確認の件数、面積の経年変化を調査している。その調査結果等を都市計画区域マスタープラン検討委員会の中で委員の皆様方にお示しして、専門的な見地から幅広く意見をいただき、線引き廃止後の土地利用動向への影響の検証を含め、今後の都市政策のあり方など様々な事柄を検討していくたいと考えている。また、市町マスタープランの策定に当たっては、県として助言を行っていきたい。

(議 長)

市町マスタープランの策定状況は、各市町で温度差があるようなので、まだ取り組まれていない市町は積極的に策定していただきたい。

— 審 議 終 了 —